

千葉県内の建築物等における木材利用促進方針の概要

令和3年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正・施行されたことに伴い、新たに策定された国の基本方針に即し、平成23年3月に策定した「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」を改正しました。

※下線部が今回改正箇所

1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 木材の利用を促進することは、森林資源の循環利用を進め、その森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的発揮、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現に貢献
- 公共建築物のみならず、民間建築物における木材利用を促進

2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- CLT や木質耐火部材等の普及、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材育成及び住宅の設計に関する情報提供に努める
- 建築物木材利用促進協定制度の活用により、木材利用の取組を促進
- 低層の公共建築物において、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難な場合を除き、積極的に木造化を促進、低層以外の公共建築物についても木造化に努める
- 木造化が困難な場合でも、内装等の木質化を促進
- 備品、消耗品としての木材利用、公共土木工事等における木材利用を促進
- 関係団体等と連携し、木材利用の効果等について普及啓発

3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 低層の公共建築物について、原則木造化、低層以外の公共建築物についても木造化に努める
- 高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分について、内装等の木質化を促進
- 備品、消耗品としての木材利用、公共土木工事等における木材利用を促進
- 可能な限り県産木材の使用に努める

4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 木材の供給に携わる者が連携し、建築用木材の適切かつ安定的な供給に取り組む
- 関係事業者間の連携を促進

5 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

- コスト面での考慮とともに、木材の利用促進の意義や効果等も考慮した総合的な判断により、木材利用に努める
- 民間事業者等が行う木材利用の促進に対する取組を支援
- 木材利用促進の検討の場として、県産木材利用推進庁内連絡会議を位置づけ